令 和 8 年 11 月 2 日

関係者各位

青森県県土整備部道路課長

条件付き一般競争入札実施公告(電子入札)

下記の業務については、条件付き一般競争入札(県内一般型)により契約を締結しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定により公告します。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 業 務 番 号　道調橋 第5号

(2) 業　務　名　橋梁履歴データ登録・作成業務委託

(3) 業 務 場 所　青森市長島外地内

(4) 業　　種　土木関係建設コンサルタント業務

ア 上記に係る業務内容

道路

イ 複合業務　有

本業務は、土木関係建設コンサルタント業務(道路)、土木関係建設コンサルタント業務(鋼構造及びコンクリート)から成る複合業務である。

(5) 履行期限　令和9年6月30日(水)

(6) 業 務 概 要　委託数量 N＝1．00式
設計工事データ登録　1．00式
点検データ登録　1．00式
打合せ協議　1．00式

(7) 予 定 価 格　13,970,000円　(消費税及び地方消費税を含む。)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号に該当することについて、あらかじめ、3に定めるところにより審査を受けた者であること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。)第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

(3) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(昭和58年2月青森県規則第6号。以下「参加資格規則」という。)第5条の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定され、第7条第1項に規定する有資格建設関連業者名簿の下記業種(業務内容)にいずれも登載されている者であること。

ア　土木関係建設コンサルタント業務(道路)

イ　土木関係建設コンサルタント業務(鋼構造及びコンクリート)

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。)でないこと。

(5) 本県に本店を有していること。

(6) 過去15年間に次に掲げる同種の建設関連業務の履行実績(下請負人としてのものを除く。)を有するものであること。ただし、共同企業体の構成員としての履行実績は、出資比率20%以上又は業務割合が20%以上の場合に限る。

土木関係建設コンサルタント業務(道路)の履行実績

※履行実績額は問わない。

(7) 労働保険(労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)及び社会保険(健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。)に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。

(8) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(9) 次のいずれかの資格を有する管理技術者及び照査技術者を配置することができること。

ア　管理技術者

技術士・建設部門(道路)、技術士・総合技術監理部門(建設一般及び道路)、RCCM(道路)、技術士・建設部門(鋼構造及びコンクリート)、技術士・総合技術監理部門(鋼構造及びコンクリート)、RCCM(鋼構造及びコンクリート)

イ　照査技術者

アに同じ。

なお、アとイは同一の者でないこと。

(10) BMSコンソーシアムの会員であること。

(11) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領(平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。

(12) 参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がないこと。

(13) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設関連業者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

3 資　格　の　審　査

入札に参加しようとする者は、あらかじめ、2に定める資格を有することについて、次に従い、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

(1) 提 出 期 限　令和8年11月12日(木)　15時00分　まで

(2) 提 出 部 数　1部

(3) 提 出 方 法　電子入札システムを使用して提出すること。

(4) 入札書による入札を承諾された場合の申請書の提出場所

道路課

017-734-9648(直通)

(5) そ　の　他

ア 申請書の内容について、別途意見を聴取することがある。

イ 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。

ウ 2に定める資格を認められなかった者(共同企業体の方法による場合は、代表者)は、イの通知を受けた日の翌日から3日(青森県の休日に関する条例(平成元年3月青森県条例第3号)第1条で規定する県の休日を除く。)以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。

エ 提出した申請書の差し替えは、原則として認めない。

オ 申請書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

カ 申請書は、提出者に無断で他の用途に使用しない。

キ 提出された申請書は、返却しない。

4 設計図書の縦覧

(1) 設計図書の縦覧

ア 期間　令和8年11月2日(月)　から

令和8年11月27日(金)　まで

イ 場所　(電子ファイル)青森県建設業ポータルサイト＞委託の情報＞入札情報

(2) 設計図書に質問がある場合の期日、提出方法及び提出先

令和8年11月16日(月)までに、書面により、青森県庁県土整備部道路課に提出すること。

5 現　場　説　明　　なし

6 電子入札期間並びに入札執行の日時及び場所

(1) 電子入札期間

ア 開始　　令和8年11月26日(木) 9時00分

イ 締切　　令和8年11月27日(金) 10時00分

(2) 入札執行(開札)

ア 日時　　令和8年11月30日(月) 10時00分

イ 場所　　青森県庁県土整備部道路課

7 入札執行回数　　原則として1回を限度とする。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　　免除する。

(2) 契約保証金

ア 委託料の10分の1(委託料が500万円を超えない場合にあっては、100分の5)以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

(ア) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 契約者から委託を受けた保険会社と業務履行保証契約を締結したとき。

(ウ) 委託料が500万円以下であって、過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 契約保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等を担保として提供することによってこれに代えることができる。

(ア) 政府の保証のある債券

(イ) 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手

(ウ) 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

(エ) 銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証

9 最低制限価格　有

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

10 契約の締結

(1) 落札者の決定の日から7日以内に契約を締結する。

(2) 落札の決定後、当該入札に付する業務に係る委託契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該委託契約を締結しない。

(3) 使用する契約書及び提出様式については、青森県建設業ポータルサイト＞様式集＞建設関連業務（建築設計業務又は建築工事監理業務の場合は当該業務のリンク先）を参考とすること。なお、公告日、契約締結日等により使用する契約書が異なる場合があるので、契約書作成の前に発注者に確認すること。

11 電子契約の選択

(1) 落札者は、電子契約による契約又は契約書による契約を選択することができる。電子契約を希望する場合は、落札後速やかに電子契約同意書兼メールアドレス確認書を提出すること。

希望する場合の送付先　　doro@pref.aomori.lg.jp

(2) 電子契約の場合は、収入印紙不要である。

(3) 電子契約の事務フロー、同意書兼確認書の様式、マニュアル

電子契約を導入しています - 青森県庁ホームページ

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/gyokei/denshikeiyaku.html

12 入札条件

(1) 財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。

(2) 入札参加者は、入札金額の内訳書を明らかにした積算内訳書（設計図書（建築・営繕業務にあっては、業務委託仕様書）に規定する業務内容の数量及び金額を示したもの。）を持参して提出し、又は電子入札にあっては電子入札システムを利用して提出すること。

13 入札書記載金額等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額又は電子入札にあっては入札金額として記録された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は電子入札にあっては入力すること。

(2) 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。ただし、電子入札をする場合は入力を要しない。

備考　入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

(3) 落札候補者が2者以上の場合は電子くじにより落札者を決定するので、入札書の余白に000から999までの任意の数字を記載し、又は電子入札にあっては入力すること。

14 関連ホームページ

(1) 入札制度、契約書及び提出様式、入札説明書及び設計図書の縦覧

青森県建設業ポータルサイト

https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/index.html

(2) 電子入札の導入手順、設定方法、操作マニュアル、ログイン等

青森県電子入札ホームページ

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kanri/e-nst_index.html

15 留意事項

(1) 本件入札は電子入札で行うものであり、入札手続等においては、青森県建設工事等電子入札運用基準(平成18年9月1日付け青監第374号)によるものとする。なお、電子入札での入札手続等が困難な場合は、契約担当者等の承諾を得て、入札書による入札をすることができる。

16 その他

(1) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

17 担当所属及び所在地

(1) 名称　　青森県県土整備部道路課

(2) 場所　　青森県青森市長島1丁目1－1北棟3階

電話番号　　017-734-9648(直通)